

けやき台体育振興委員会設置規則

平成23年2月5日

規則第9号

(設置)

第1条 だれもが手軽に身近なところでスポーツを楽しめる環境づくりを目指し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを応援するため、けやき台自治会（以下「自治会」という。）会則第10条第2項の規定に基づき、けやき台体育振興委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、子どもから高齢者までが、多様なスポーツ活動による温かいふれ合いを通じて、住民のスポーツニーズに応える事業の企画運営を行う。

(組織)

第3条 委員会は、自治会スポーツ振興部とスポーツクラブ21けやき、及び事業目的に賛同する自治会会員をもって組織する。

(委員長及び事務局)

第4条 委員会に委員長及び事務局を置き、委員長は自治会役員の中から会長が指名した者があたり、事務局をスポーツクラブ21けやきにおく。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(事業実施)

第6条 第2条に規定する事業の実施は、スポーツクラブ21けやきが主管する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月27日から施行する。